

藤沢市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境への負荷の低減に資するエネルギーの有効利用の促進を図るため、自ら居住する住宅に家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（以下「エネファーム」という。）を設置する者又はあらかじめエネファームが設置された住宅を購入する者に対し、その費用の一部を補助することについて藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象システム 補助金の対象となるエネファームで、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的とした機器であり、都市ガス又はプロパンガスを燃料とするもの。
- (2) 対象システムの設置 エネファームが設置されていない建物への設置をいう。
- (3) 対象建物 対象システムが設置された住宅等をいう。
- (4) 対象住宅の購入等 あらかじめ対象システムが設置された住宅の購入又は建築と同時に対象システムが設置される住宅の建築をいう。
- (5) 補助事業 対象システムの設置又は対象住宅の購入等をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の対象となるエネファームは、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 経済産業省から交付される燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金の補助対象システムであるもの
- (2) 未使用品であるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、申請日の属する年度の3月20日(当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌開庁日)までに、第11条に規定する完了届を提出できる者であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住又は居住を予定している住宅(店舗、事務所等との兼用の場合も含む。)に対象システムを設置する個人。(現に市内に住所を有し、又は第11条に規定する完了届を提出する日までにこの市に転入済である場合に限る。)
- (2) 市税(申請日現在この市に住民登録がない場合は現住所地の住民税、又はこの市に転入して間がないことにより市税の納付の状況を確認することができない場合は前住所地の住民税を含む。)等に滞納がないこと。
- (3) 対象システムの設置又は対象住宅の建築を市内に事務所若しくは事業所がある事業者又は個人に請け負わせること、又は対象住宅を市内に事務所若しくは事業所がある事業者又は個人から購入すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、50,000円とする。

(制限)

第6条 補助金の交付は、1個人に対して1回限りとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請日の属する年度の2月末日（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌開庁日）までに、藤沢市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ対象システムが設置された住宅を購入する場合には、対象システムの引渡し、かつ、住宅の引渡日以前とする。

- (1) 対象システムを設置する住宅の場所を示す案内図
- (2) 対象システムの設置の場合においては、設置しようとする場所の設置前の現況のカラー写真
- (3) 対象システムに係る工事請負契約書の写し又は対象システムが設置される住宅の売買契約書の写し
- (4) 申請者の3月以内の住民票

(5) 市税等の納付状況について市が調査することを承諾する旨の内容を記載した同意書。ただし、次に掲げる場合にあっては該当する書面を添付しなければならない。

ア 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請日の属する年度の住民税の最初の納期限が到来する日（以下「申請年度最初の納税期限日」という。）までに申請する場合 転入する前の住所地（以下「前住所地」という。）が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

イ 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 前住所地が発行する申請日の属する年度の当年度の住民税納税証明書

ウ 申請日の属する年度の前々年度の1月2日以降この市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日までに申請する場合 前住所地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

エ 申請日の属する年度の前年度の1月2日以降この市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 前住所地が発行する申請日の属する年度の当年度の住民税納税証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 藤沢市住宅用等太陽光発電システム設置費補助金の交付申請を同時に行う者であって、両補助金の交付申請に必要な添付書類が同一の場合に限り、前項第1号及び第3号から第5号までの書類の提出を省略することができる。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第9条 市長は、前条の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市家庭用燃料電池システム設置費補助事業計画変更（中止）承認申請書(第3号様式)に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に提出を必要と認めない場合は、省略することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、藤沢市家庭用燃料電池システム設置費補助事業計画変更・中止承認等通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により承認を決定した場合において準用する。

(事業の完了)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌開庁日）のいずれか早い日までに、藤沢市家庭用燃料電池システム設置費補助事業完了届(第5号様式。以下「完了届」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(1) 対象システムの設置費に係る領収書の写し

(2) 設置した対象システムの保証書の写し

(3) 設置した対象システム及びその他の状況が確認できるカラー写真

(4) 申請時において、対象住宅の所在地と補助事業者の住民登録地が異なっていた場合、発行日から3月以内で、かつ、対象住宅の所在地と補助事業者の住民登録地が一致していることが確認できる住民票

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 藤沢市住宅用等太陽光発電システム設置費補助金の完了届を同時に行う者であって、両補助金の完了届に必要な添付書類が同一の場合に限り、前項第4号及び第5号の書類の提出を省略することができる。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

3 市長は、第1項に規定する完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の完了の検査をすることができる。

(補助金の支払)

第12条 補助事業者は、前条第1項に規定する完了届を提出後速やかに藤沢市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

(取得財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

ない。

- 2 補助事業者は、取得財産の設置の日から起算して6年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。
- 3 補助事業者は、前項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する処分承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を取得財産の処分に関する処分承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 中止の承認を受けたとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 取得財産設置の日から起算して6年以内に処分等を行ったとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、藤沢市家庭用燃料電池システム設置費補助金返還命令書（第10号様式。以下「命令書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

（備付帳簿）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後6年間は保管整備しておかなければならない。

（調査）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象システムの設置工事の状況及び設置後の稼働状況等について、施工現場等において調査することができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成26年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

2 第7条第2項の規定は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和2年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月22日から施行する。